

Q 従業員がコロナ感染 取引先に伝えたい

従業員から、新型コロナウイルスに感染したと報告を受けました。会社としては至急、この従業員が関係する取引先に情報提供しなければならぬと考えています。しかし、従業員とすぐに連絡が取れません。どのように対応すべきでしょうか。

法律 相談室

個人情報保護法では、人種や信条、犯罪歴、病歴など、不当な差別や偏見を生じかねない情報を「要配慮個人情報」と定め、特に慎重な取り扱いを求めています。本人の同意がなければ、個人情報を取り扱う事業者は原則、要配慮個人情報を第三者に提供してはならぬ

です。一方で、感染情報を取引先に提供することは二次感染を防ぎ、事業を継続させるために必要と言えます。

なことがないよう、提供先の選定には十分注意してください。

この場合には、例外的に従業員の同意なく、取引先に感染情報を提供することが許されると考えられます。相談者においても、

この場合には、例外的に従業員の同意なく、取引先に感染情報を提供することが許されると考えられます。相談者においても、

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、個人情報保護委員会のホームページ(<https://www.ppc.go.jp/>)には、関連情報の取り扱いに関する注意点や規定などが紹介されています。

例外的に情報提供可能

いと規定しています。

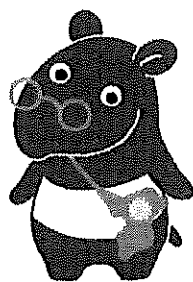
新型コロナウイルスに感染したという情報は、要配慮個人情報に該当します。従って、取引先に情報を提供するには、原則、従業員の同意が必要です。

従業員の同意なく、取引先に情報提供することができると考えられます。

す。ご参照ください。
(回 答) 佐藤拓哉弁護士

しかし、ご相談のケースでは、感染した従業員から同意を得るのが困難な状況

しかし、これはあくまでも例外的な取り扱いですから、適用範囲をいたずらに広げるべきではありません。感染した従業員が接触した可能性が全くない取引先にまで情報提供するよう



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律上的お悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会(千葉043・227・8954、松戸047・

366・6611、京葉047・437・3634)に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円(一部を除く)です。